

目 次

第9回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第9回大宜味村議会臨時会会議録（11月16日）	3

第9回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和62年11月16日

会期 1日間

閉会 昭和62年11月16日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
11月16日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第62号～議案第69号、意見案第1号 提案説明、質疑、討論、採決

第9回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和62年11月16日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和62年11月16日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年11月16日 午後2時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 企画財政課長 前 田 孝 平 君
助 役 古我知 清 君 経済建設課長 平 良 晋 君
総 務 課 長 稲 福 幸 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第62号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第4号 議案第63号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第5号 議案第64号 字の区域の変更について

日程第6号 議案第65号 字の区域の変更について

日程第7号 議案第66号 肥育牛育成利用施設工事（A棟）請負契約について

日程第8号 議案第67号 肥育牛育成利用施設工事（B棟）請負契約について

日程第9号 議案第68号 塩屋漁港-2.5m物揚場及び-3.0m航路浚渫工事請負契約
について

日程第10号 議案第69号 塩屋漁港第2防波堤及び第2護岸工事請負契約について

日程第11号 意見案第1号 第10次道路整備5か年計画の投資規模確保等に関する意見
書

7. 会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和62年第9回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、9番山川清君、10番宮城秀護君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時06分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第62号から日程第10 議案第69号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第62号、一般国道58号線の改築工事に伴い大宜味村字塩屋安慶名664番から987番に隣接する道路敷地先公有水面埋立について、昭和62年10月23日付沖縄県諮問農第28号で公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、沖縄県知事より意見が求められているため、同法同条第4項の規定により議会の議決を求めます。

議案第63号、塩屋漁港改修事業の工事に伴い大宜味村字塩屋安慶名665番から987番に隣接する道路敷地先公有水面埋立について、昭和62年11月6日付沖縄県諮問農第31号で公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、沖縄県知事より意見が求められているため、同法同条第4項の規定により議会の議決を求めます。

議案第64号、田港地区土地改良事業の完了に伴い、同事業により整備された農道及び水路等に沿い字界を変更する必要があるため提案いたしております。なお、内容につきましては担当課長から詳しく説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第65号、本案も前議案と同様の提案理由でございます。内容につきましても担当課長から十分説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第66号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額は46,000千円で契約の相手方は有限会社山口建設でございます。

議案第67号、本件については前議案同様の提案理由でございます、契約金額は33,000千円で契約の相手方は宮保建設でございます。

議案第68号、本件も前議案同様の提案理由でございます。契約金額は219,000千円で契約の相手方は株式会社大栄組です。

○ 議長（玉城一昌君） 1 番退場。（午前10時15分）

○ 村長（新城繁正君） 議案第69号、本件についても前議案同様の提案理由でございます、契約金額は48,000千円で契約の相手方は宮太組でございます。以上、説明申し上げましたが、詳しい内容につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 1 番入場。（午前10時16分）

休憩いたします。

休 憩（午前10時16分）

再 開（午後2時30分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第62号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第63号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

5 番退場。（午後2時31分）

これより議案第64号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第65号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

5 番入場。(午後 2 時 33 分)

これより議案第66号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第67号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします

これより議案第68号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします

1 番退場。(午後 2 時 34 分)

これより議案第69号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします

1 番入場。(午後 2 時 35 分)

おはかりいたします。

只今、議題となっております議案第62号から議案第69号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第69号については委員会の付託を省略することに決しました。
休憩いたします。

休 憩（午後2時36分）

再 開（午後2時37分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第62号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第63号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

5番退場。（午後2時38分）

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 字の区域の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第65号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 字の区域の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

5番入場。(午後2時39分)

これより議案第66号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 肥育牛育成利用施設工事(A棟)請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 肥育牛育成利用施設工事(B棟)請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 塩屋漁港—2.5m物揚場及び—3.0m航路浚渫工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

1 番退場。(午後 2 時 41 分)

これより議案第69号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号 塩屋漁港第 2 防波堤及び第 2 護岸工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

1 番入場。(午後 2 時 42 分)

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第 1 号 第10次道路整備 5 か年計画の投資規模確保等に関する意見書が提出されています。

この際、本意見案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第11 意見案第 1 号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、質疑討論及び会議規則第39条第 2 項の規定により委員会の付託も省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論及び委員会の付託を省略し、直ちに採決いたします。

これより意見案第1号 第10次道路整備5か年計画の投資規模確保等に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて昭和62年第9回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後2時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (9番) 山 川 清

署名議員 (10番) 宮 城 秀 護